

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の規定に基づき、令和七年総務省告示第三百十号（電波法施行規則第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局及び三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

給 出 総

一 電波法施行規則（以下「施行規則」という。）第十五条の二第二項第一号の二の表二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の項の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものに限る。）及び同表三、四〇〇MHzを超え四、一〇〇MHz以下の項の下欄に規定する三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域は、別表第一の左欄に掲げる周波数に及び、それぞれ同表の右欄に掲げる地域とする。

二 [略]

別表第一

周波数	地域
2, 330MHzを超え2, 370MHz以下	[略]
3, 400MHzを超え3, 600MHz以下	[略]
3, 600MHzを超え4, 100MHz以下	福島県（いわき市、白河市、田村市、岩瀬郡天栄村、西白河郡西郷村、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡浅川町、石川郡古殿町及び双葉郡川内村に限る。）、茨城県、栃木県、群馬県（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡榛東村、北群馬郡吉岡町、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡甘楽町、利根郡片品村、利根郡川場村、利根郡昭和村、佐波郡玉村町、邑楽郡板倉町、邑楽郡明和町、邑楽郡千代田町、邑楽郡大泉町及び邑楽郡邑楽町に限る。）、埼玉県、千葉県（千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長

給 出 種

一 [同左]

二 [同左]

別表第一

周波数	都道府県
2, 330MHzを超え2, 370MHz以下	[同左]
3, 400MHzを超え3, 600MHz以下	[同左]
3, 600MHzを超え4, 100MHz以下	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び沖縄県

生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、夷隅郡御宿町及び安房郡堀南町に限る。）、東京都（文京区、台東区、墨田区、江東区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、町田市、小平市、日野市、東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡檜原村、西多摩郡奥多摩町及び小笠原村に限る。）、神奈川県（川崎市多摩区、相模原市緑区、秦野市、足柄上郡山北町及び愛甲郡清川村に限る。）、長野県（松本市、上田市、伊那市、茅野市、佐久市、南佐久郡小海町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡壱井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町及び小県郡長和町に限る。）、島根県（浜田市、益田市、江津市、邑智郡邑南町、鹿足郡津和野町及び鹿足郡吉賀町に限る。）、広島県（広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町、豊田郡大崎上島町及び世羅郡世羅町に限る。）、山口県、愛媛県（松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、伊予郡砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町及び南宇和郡愛南町に限る。）、福岡県、佐賀県（佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、小城市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町及び藤津郡太良町に限る。）、長崎県（島原市、諫早市、壱岐市及び東彼杵郡波佐見町に限る。）、熊本県（熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、

玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡高森町、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡嘉島町及び上益城郡益城町に限る。)、大分県、鹿児島県(西之表市、熊毛郡中種子町及び熊毛郡南種子町に限る。))及び沖縄県(那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、国頭郡国頭村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡今帰仁村、国頭郡本部町、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡伊江村、中頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町、島尻郡南風原町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡座間味村、島尻郡粟国村、島尻郡渡名喜村、島尻郡久米島町及び島尻郡八重瀬町に限る。))	
[別表第二 略]	[別表第二 同左]
備考 表中の「」の記号は注記による。	